

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月27日
【会社名】	参天製薬株式会社
【英訳名】	SANTEN PHARMACEUTICAL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 谷内 樹生
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区大深町4番20号
【電話番号】	06(4802)9326
【事務連絡者氏名】	GLOBAL HEAD OF GENERAL AFFAIRS, GENERAL AFFAIRS 新井 哲也
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区大深町4番20号
【電話番号】	06(4802)9326
【事務連絡者氏名】	GLOBAL HEAD OF GENERAL AFFAIRS, GENERAL AFFAIRS 新井 哲也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年6月24日開催の当社第110期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 株主に対する配当財産の割合てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金16円 総額6,404,597,712円

2. 効力発生日

2022年6月27日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、黒川 明、谷内 樹生、伊藤 毅、大石 佳能子、新宅 祐太郎、皆川 邦仁、古谷 昇、南 多美枝の各氏を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、伊香賀 正彦氏を選任する。

第4号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため当社定款を変更する。

第5号議案 社外取締役の報酬枠改定の件

社外取締役の金銭報酬枠を年額100百万円以内とする。

第6号議案 社外取締役を除く取締役、国外居住執行役員及び国外居住従業員に対する株式報酬制度承認の件
社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」。）に対するパフォーマンス・シェア・ユニット制度（業績連動事後交付型株式報酬制度。以下「PSU制度」。）の業績評価期間について、連続する複数事業年度からなる業績評価期間が毎事業年度において開始する形に変更することを含む制度改定を行う。また、米国法上の要求により、当社取締役を兼務しない国外居住執行役員（以下「対象執行役員」。）に対するPSU制度及びリストラクテッド・ストック・ユニット制度（事後交付型株式報酬制度。以下「RSU制度」。）、並びに、対象取締役又は対象執行役員ではない当社の国外に居住する従業員に対するRSU制度を継続する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率	決議の結果
第1号議案	3,077,373	4,634	201	99.06%	可決
第2号議案					
黒川 明	3,055,548	26,456	201	98.43%	可決
谷内 樹生	3,058,720	23,284	201	98.52%	可決
伊藤 毅	3,058,064	23,940	201	98.50%	可決
大石 佳能子	3,067,540	14,466	201	98.77%	可決
新宅 祐太郎	3,033,874	48,131	201	97.80%	可決
皆川 邦仁	3,068,500	13,506	201	98.80%	可決
古谷 昇	3,009,594	72,411	201	97.10%	可決
南 多美枝	3,075,705	6,302	201	99.01%	可決
第3号議案	3,078,527	3,470	201	99.09%	可決
第4号議案	3,079,554	2,424	201	99.12%	可決
第5号議案	3,071,470	10,203	529	98.89%	可決
第6号議案	2,045,392	1,036,806	0	69.23%	可決

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案、第5号議案及び第6号議案

出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成。

第2議案、第3号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成。

第4号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成。

2. 賛成の割合は出席した株主の議決権の数(事前行使及び当日出席分)に対して、賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までに事前に行使された議決権の数及び本総会当日出席の株主のうち各議案の賛否に関して確認ができた株主の議決権の数の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したことが明らかであったため、本総会当日出席の株主のうち、各議案の賛成、反対及び棄権の確認ができていない株主の議決権の数は加算しておりません。

以 上